

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の文章を読み、資料を参照しながら、設問 1 および 2 に解答しなさい。

A県B市内の住宅地において、株式会社であるCが、鉄筋コンクリート5階建てのマンション（以下「本件マンション」という）の建設を計画している。この計画を知った近隣住民らは、建設予定地の周辺の道路が狭隘であるため、本件マンションが建設されると、生活道路の安全・円滑な交通が困難になり、防災上の問題も生じるとして、Cに対し、計画の中止ないし大幅な変更を求めている。

Cが、2010年4月1日に、本件マンションの建設のため、B市建築主事（Y）に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という）6条による確認（以下「建築確認」という）を申請したところ、Yは、申請書を受理したうえで、近隣住民らと十分に話しあって円満に解決するように指導した。

そこで、Cは、近隣住民らを対象に説明会を開催し、また、住民のリーダーと個別に協議するなどしたが、Cと近隣住民らの双方が納得できる解決を見出すことはできなかった。これを受け、Cは、社内で検討した結果、これ以上話し合いを続けても住民との合意に至る可能性は乏しく、また、本件マンションの建築計画は、建基法6条1項にいう建築基準関係規定に違反するところはないと考えられることから、速やかに建築確認をするようにYに要求する、という方針を決定した。

Cの代表者であるDが、2010年5月14日に、Yのもとに赴いて、この方針を説明したところ、Yは、周辺住民の反対が依然として強いため、すぐに建築確認をすることは難しいと述べ、住民との話し合いを続けるように求めた。これに対し、Dは、これ以上待てないので、建築確認をしてもらえないならば法的手段をとることも検討すると述べて、帰社した。

なお、B市においては、B市行政手続条例が制定されており、同条例の第2章から第5章までの内容は、行政手続法（平成5年法律第88号）の第2章から第5章までと同じである。

〔設問〕

1. Cが建築確認を受けるために適法に用いることができる法的手段にはどのようなものがあるか。行政事件訴訟法に定められた法的手段について述べなさい。（25点）
2. Cが、2010年6月1日に、設問1で論じられた法的手段をとったところ、B市は争う姿勢を見せず、同年6月15日に建築確認をした。しかし、Cは、それだけでは満足せず、建築確認の違法な遅延によって損害が生じたとして、その賠償をB市に求めたいと考えている。CがB市を相手どって損害賠償を求める訴えを提起した場合に、建築確認の遅延が違法と判断される可能性について論じなさい。（25点）

資料 建築基準法（抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合…略…においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。…略…

一～三 （略）

三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

四 （略）

2～3 （略）

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5～15 （略）